

福島県水産資源研究所における研究者行動規範

福島県水産資源研究所

令和2年10月14日

I 福島県水産資源研究所の使命

福島県水産資源研究所は、福島県の水産業が直面する課題に対し、「安全」「資源」「経営」「環境」「情報」の視点に立ち、様々な研究資源を最大限に活用した調査研究に取り組むことで、本県の水産業が東日本大震災と原発事故からの復興を果たし、発展していくことへの寄与を使命としている。

本研究者行動規範は、福島県水産資源研究所の研究者が、研究活動を通じて使命を果たすために、研究者ひとりひとりの責任ある行動を確保するために制定するものである。

II 研究者の基本的責任

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、本県水産業が直面する問題の解決に貢献するという責任を有する。
- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。論文などの共著者となる場合も、研究者それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負わなければならない（別紙参照）。
- 8 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

- 9 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。
- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。供試魚類などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。
- 11 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。
- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。
- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。
- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。
- 15 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(「声明 科学者の行動規範 一改訂版一」(日本学術会議 平成25年1月25日)を一部抜粋、改変して作成)

(別 紙)

共著者を含む投稿論文等の著者となる場合の留意点について

研究活動においては、多様な立場での研究参画があることから、研究発表・ポスター発表・論文投稿等の研究成果の公表に際しての著者名等の取扱いについて、下記に留意するものとする。

記

- 1 協定研究・共同研究・コンソーシアム研究等で実質的に研究参画した場合共著者等となることができる。
- 2 上記以外の場合で、他の研究者等に研究材料の提供・研究手法の教授等をした場合
 - (1) 当該材料・研究手法等が研究の重要な要素を占め、論文等執筆に一定の参画をし、又はポスター発表の場合は論文執筆時に著者として一定の参画をし、共同の責任を負う場合は共著者となることができる。
 - (2) 単に材料の提供・研究手法等の教授等をしたのみの場合は、共著者となることはできない(ただし、論文中等において謝辞等に当該研究者が提供した等の旨の記載を受けることはできる)。

【参考】

「研究者のみなさまへ」(平成28年6月 科学技術振興機構)より抜粋
研究活動における不正行為とは

- ① 捏造 (Fabrication)
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん (Falsification)
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用 (Plagiarism)
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- ④ その他
同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサリングなど不正行為の代表例と考えることができます。

出典 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)

論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること

- * 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？